

代議員選出規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 6 月 2 日改正

平成 27 年 6 月 6 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 6 条に規定する代議員を選出する為の手続きを規定することを目的とする。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第 2 条 代議員を選出するために理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員の定数は 8 名とする。

(委員の選出)

第 3 条 選挙管理委員会は、組織規程第 6 条に定めるそれぞれの地域から 1 名の委員を選出し、理事会でこれを任命する。ただし、定款第 6 条に基づく代議員と定款第 26 条に基づく役員及びその選挙の候補者は選挙管理委員にはなれない。

2 委員会は委員長と委員で構成し、委員長は委員の互選とする。

(委員会の業務)

第 4 条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 代議員選挙の日時、投票場所、代議員の定数、立候補締め切り日時の告示
- (2) 都道府県技師会への代議員選挙投票管理作業の委託
- (3) 委託技師会による選挙の監視
- (4) 各地区選挙結果の集約ならびに選挙結果の告示
- (5) その他選挙管理に必要な事項

(委員の任期)

第 5 条 選挙管理委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

第 3 章 代議員の選挙

(代議員の選出方法)

第6条 地区選出代議員は、都道府県地区単位に選出する。その選挙における投票の管理作業は、日本診療放射線技師会選挙管理委員会(以下、「選挙管理委員会」という)が当該都道府県放射線技師会に委託する。この場合、選挙管理委員会は委託した放射線技師会に対し、いつでもこの選挙に関する報告を求めることが出来る。

2 代議員の選挙は以下の手順による。

- (1) 選挙管理委員会による代議員選挙の告示
- (2) 前項の規定による各都道府県放射線技師会への選挙投票の管理作業の委託
- (3) 候補者の受付及び選挙の実施
- (4) 選挙管理委員会による各地区選挙結果の集約ならびに選挙結果の告示

(選出数)

第7条 地区選出代議員の選出数は、選挙実施日の前年度末日の選挙人名簿により、150名ごとに1名とする。ただし150名以下の端数については75捨76入とする。

(選挙人名簿)

第8条 代議員の算定・選出のための選挙人名簿は、定款第61条に定める会員名簿を基とする。

(代議員資格)

第9条 地区選出代議員に立候補しようとする者、もしくは推薦を受けようとする者は、選挙人名簿に掲載されている者とする。

2 地区選出代議員は、定款第26条に定める理事及び監事と、これを兼ねることはできない。

第4章 代議員の罷免

(罷免)

第10条 会員は当該地区正会員75名以上の署名を付して、選挙管理委員会にリコール選挙の実施を請求できる。

2 選挙管理委員会は前項の請求に応じ、当該地区においてリコール選挙を実施しなければならない。

3 前項の選挙において投票総数の過半数のリコール賛成票がある場合は当該代議員を罷免される。

第5章 雑則

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 6 月 2 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 6 月 6 日から施行する